

岩手県告示第 634 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 5 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大船渡広田陸前高田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市米崎町字和方 123 番 2 地先から字樋の口 76 番 1 地先まで	新	m 45.0～14.0	m 1,097.0
	旧	45.0～14.0	1,097.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 12 日から同年 6 月 12 日まで

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市日頃市町字長岩 28 番 2 地先から 63 番 1 地先まで	新	m 47.4～21.0	m 167.5
	旧	37.3～21.0	167.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 5 月 12 日から同年 6 月 12 日まで